

## 定住促進事業費 補助金



綾部市では、人口減少に伴って増加傾向にある市内の空き家を有効活用した綾部市への市外からの定住を推進するため、空き家の取得又はその賃借権等を取得した方が行う改修工事に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する制度を創設しています。

### ●補助の対象となる方

(次のいずれにも該当すること)

- ①あやべ定住サポート総合窓口に登録されており定住する意志をもって本市へ転入した方又は転入しようとする方
- ②「登録空き家」又は「登録外空き家」の取得又はその賃借権等を取得した方  
※空き家の取得又はその賃借権等を取得した日が、本市に転入した日から起算して1年前の日から転入後1年を経過した日までであること
- ③継続して3年以上市外に住所を有している方又は本市に転入して1年未満の方で当該転入の際に継続して3年以上市外に住所を有していた方
- ④60歳以下の方又は当該転入後において60歳以下の方と同一の世帯に属する方
- ⑤「登録空き家」又は「登録外空き家」の所有者と2親等内の親族でない方
- ⑥改修した空き家に10年以上、生活の本拠として居住する意志のある方
- ⑦定住促進に関する空き家の改修に係る他の補助金等の交付を受けていない方、又は受けようとしていない方
- ⑧定住希望者又は同居しようとする方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない方

### ●補助金の対象となる工事

(次のいずれにも該当すること)

- ①主要構造部、トイレ、風呂、台所等の生活するために必要な改修に要する工事
- ②市内に事業所等がある事業者が施工する工事
- ③入居後1年以内又は入居前に行われる工事

### ●補助金の対象となる補助率

補助対象経費の3分の2以内

### ●補助金の対象となる補助額

「登録空き家」の場合  
上限 180万円以内

「登録外空き家」の場合  
上限 90万円以内

※「登録空き家」とは、京都府移住の促進及び移住者等の活躍の推進に関する条例（令和3年京都府条例第25号。）第7条第1項の規定による登録を受けた空き家をいう。

### ●お問い合わせ先・申請書提出先

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 定住交流部 定住・地域政策課  
TEL 0773-42-4270（直通） FAX 0773-42-4406 E-mail: teijyutiiki@city.ayabe.lg.jp

## ① 補助事業の流れ

### 補助金の交付申請

- 補助金の交付申請書に以下の資料を添付して提出してください。
  - (1) 当該物件の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
  - (2) 継続して市外に3年以上居住していたこと又は本市に転入して1年未満で当該転入の際に継続して3年以上市外に居住していたことがわかる書類（戸籍の附票）
  - (3) 年齢確認ができる書類
  - (4) 同居予定者一覧表
  - (5) 改修工事に係る見積書の写し
  - (6) 誓約書
  - (7) 確認書（賃借の場合のみ）
  - (8) 改修箇所の分かる間取図

### 補助金の交付決定

- 補助金交付申請書の内容を確認し、可否をお知らせします。

### 事業の変更

- 補助金の交付決定後、申請内容の変更又は中止をする場合は、変更交付申請書に必要な書類を添付のうえ提出し、承認を受けていただくことになります。

### 着工

- 補助金の交付決定後に着工いただくことになります。
- 改修工事は市内に事業所等がある事業者の施工に限ります。

### 実績報告

- 実績報告書には以下の書類を添付して提出してください。
  - (1) 住民票謄本の写し（本市の住民基本台帳に記録されたもの）
  - (2) 改修の状況を確認できる写真（施工前、施工後が判別できるもの）
  - (3) 改修に要した費用の内訳が確認できる書類及び請求書又は領収証の写し
- 工事完了後30日以内、若しくは当該年度の3月1日までのいずれか早い日までに提出してください。
- 提出時まで綾部市の住民基本台帳に記録されている必要があります。

## ② 留意事項

- 補助事業の実施にあたっては次のことに十分留意してください。
  - (1) 補助対象工事は市内に事業所等がある事業者が施工するものであること。
  - (2) 補助対象工事は入居後1年以内又は入居前に行われる工事であること。  
※ただし、工事が年度をまたがる場合は、年度ごとに工事費を積算し、どちらかが補助対象となります。
  - (3) 補助対象工事は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月1日までに完了するもの。
  - (4) 補助金の交付は同一物件につき1回限りとする。
  - (5) 実績報告書の提出日までに綾部市の住民基本台帳に記録されていること。
  - (6) 実績報告書には施工前、施工後の工事写真を添付すること。

## ③ 財産処分の制限

- 補助事業により改修した空き家について、耐用年数を勘案して市町が別に定める期間を経過するまでは、市長の承認を受けずに譲渡、交換、貸し付け、又は解体することはできません。

## ④ 交付決定の取り消し等

- 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことになります。